

令和8年度 共助のための防災活動支援事業



「共助」とは、皆さんで互いの安全・安心のために協力しあう地域活動の意味です。
「みんなの町をみんなで守る」ことは、地域の皆さんにとって、最も効果的な防災対策です。

『共助のための防災活動補助金制度』は、地域防災力の向上を目的として、地域における様々な防災活動を支援するための制度です。

※対象となる活動に指定がありますのでご注意ください。

～『共助のための防災活動補助金』の概要～

□対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体

□対象となる活動

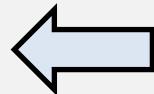
地域防災力の向上につながる活動のうち、**区が指定する取組**

□補助金額

上限 15 万円（対象経費の 10 分の 9 以内）

【注 意】令和8年度内に完結すること。

令和7年度にも申請された場合は、
補助率が遞減されることがあります。



申請書類は
こちらから

□留意点

当年度予算に達し次第、受付終了となります。

※当該事業は、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

※詳細は次頁以降に記載しています。

■申請受付期間

令和8年1月13日（火）～2月13日（金）

※受付時間は8時45分～17時（土、日、祝日を除く）

■提出・お問い合わせ先

鶴見区役所総務課庶務係防災担当（区庁舎5階5番窓口）

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

《電話》045-510-1656 《FAX》045-510-1889

《Eメール》tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

まずは、防災担当までご相談ください！

共助のための防災活動補助金制度

1 目的

地域防災力の向上を目的として、地域の様々な団体や人々による共助のための自主的な活動を行う際の資金の一部を支援します。

2 対象となる団体

主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所とする団体であること。

自治会・町内会等、PTA、NPO、ボランティアグループ、その他市民活動団体

3 対象となる取組

地域防災力の向上につながる活動であり、原則次の一覧に該当すること。

取組	例
①避難場所の多様化・分散化 (在宅避難含む) に寄与する取組	<ul style="list-style-type: none">在宅避難啓発チラシ作成地域施設等と連携した災害時避難場所の確保
②地域特性(災害時リスク)に応じた 防災・減災対策	<ul style="list-style-type: none">防災まち歩き地区ごとの防災マップ作成、防災訓練の実施
③小・中学生等を対象とした取組	<ul style="list-style-type: none">防災講座、教材の購入、啓発イベントの開催
④災害時ペットに関する取組	<ul style="list-style-type: none">ペット同行避難の啓発活動飼い主間のコミュニティづくり
⑤災害時要援護者支援対策	<ul style="list-style-type: none">安否確認カードの作成要援護者避難訓練
⑥マンション管理組合における防災活 動	<ul style="list-style-type: none">マンション管理組合における防災マニュアルの作成資機材や倉庫、マンホールトイレ等設備の充実化
⑦外国人等への防災支援活動	<ul style="list-style-type: none">外国人を対象とした防災セミナーの開催外国語での啓発チラシ作成
⑧妊産婦・乳幼児を対象とした取組	<ul style="list-style-type: none">妊産婦・乳幼児を対象とした防災セミナーの開催妊産婦・乳幼児を対象とした防災訓練の実施妊産婦・乳幼児向け啓発冊子の作成

※原則として単年度で完結するものとします。

※上記に該当する場合であっても、次の①～④に該当する場合は、対象外とします。

対象外
① 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
② 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
③ 同一の企画内容で鶴見区・横浜市又は社会福祉協議会などの(本市以外の)他の団体からの補助を受けているもの
④ 代表者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員

4 補助内容

補助金額	上限 15 万円（対象経費の 10 分の 9 以内）*
補助期間	単年度（補助金の交付決定を受けた年度とします。）

*最初に補助金を受ける年は補助対象経費の 10 分の 9 かつ 15 万円以内の額、2 年目は補助対象経費の 10 分の 7 かつ 15 万円以内の額、3 年目以降は補助対象経費の 10 分の 5 かつ 15 万円以内の額となります。

5 対象経費

項目	
①	事務費（消耗品費、印刷費、通信運搬費、交通費、会議飲料費）
②	管理費（家賃、光熱費、人件費）
③	備品購入費、消耗品費（材料費等）
④	講師、指導者、協力者への謝礼
⑤	活動参加者に対する保険料
⑥	施設、機材などの使用料・賃借料
⑦	委託費（資機材点検、修繕、工事費）
⑧	その他必要と認めるもの
・親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付など、直接、活動や取組にかかる経費でないものは対象外とします。	
・ <u>本補助金を利用した同様の備品の購入は、原則3回までとします。</u>	
・領収書（レシート）の日付が、「補助金交付決定通知書」の日付以降の経費が対象となります。	
・事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には補助金を返還していただきます。	
・公共施設（公園等）を使用する活動の場合はあらかじめ施設管理者の許可・承認を得てください。	

6 申請方法

◇次の申請受付期間中に、提出書類を区役所総務課庶務係防災担当へ提出してください。

*書類提出の前に、まずは区役所総務課庶務係防災担当にご相談ください。

申請受付期間	令和8年1月13日（火）～2月13日（金） ※ 当年度予算に達し次第、受付終了となります。
	受付時間：8時45分～17時（土・日・祝日は除く）
提出場所	鶴見区役所総務課庶務係防災担当（区庁舎5階5番窓口）
提出書類	① 補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 団体概要書（申請者が法人の場合） ⑤ その他区長が必要と認めるもの 各様式については、鶴見区役所ホームページからダウンロードできます。 https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/bosai_bohan/saigai/hojokin/kyoujo.html



7 対象事業の公表

◇対象事業の概要及び団体名等は、ホームページ等により公表します。

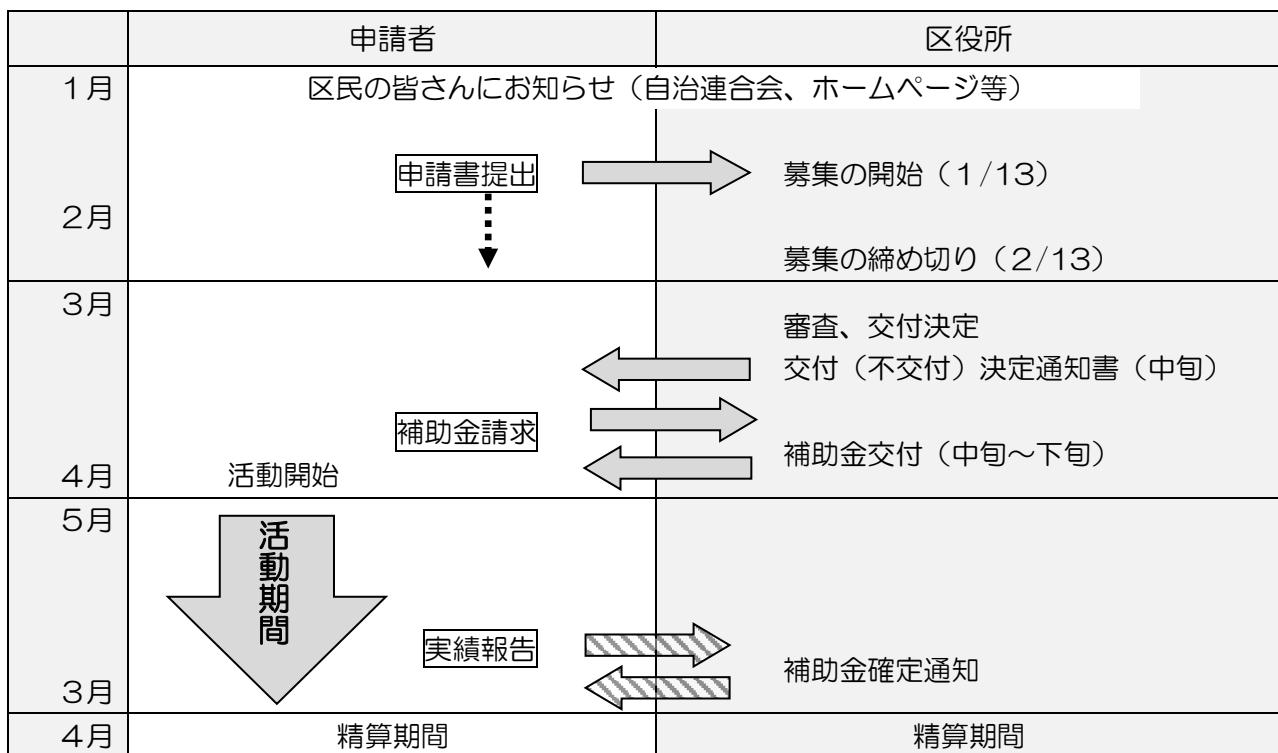
◇提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

8 審査

◇事業内容・補助対象経費は、次の視点により審査し、予算の範囲内で補助します。

項目	説明
防災についての課題	地域防災の課題を具体的に捉えているか
防災に対するニーズ	地域のニーズを反映しているか
計画性	計画した活動内容や経費等が適切で、年度内に実現できる計画か
企画力	事業を実施するうえで、工夫やアイデアがあるか
継続性	事業を実施するうえで、次年度以降も発展・継続することは可能か

9 スケジュール



【注意】事業終了後は、すみやかに実績報告を行ってください。

10 令和7年度 補助金交付団体の具体的な活動事例

No	団体名	事業目的	主な事業内容
1	鶴見レスキューパウズ	災害時のペット対策に関する啓発活動を進める中で、在宅避難やマンション居住者の防災意識の向上も重要だと認識し、セミナー等を通じ鶴見区全体の防災・減災体制の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none">・ペット防災セミナー開催・在宅避難とマンション防災の啓発セミナー開催
2	特定非営利活動法人こんにちは・国際交流の会	日本で暮らす外国人が災害時に適切な対応を取れるように、実践的な防災の体験学習を提供し、活動を通して外国人の防災意識の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none">・外国人のための防災教室開催
3	東寺尾北部町内会	町内会地域内の在宅避難者支援体制を強化するため、救援物資の配布や情報提供、ニーズ把握を円滑に行える体制を整備し、簡易テント等を活用した「在宅避難支援ステーション」を設置して、地域の防災力と住民の安心・安全を高める。	<ul style="list-style-type: none">・停電時を想定したスマートフォン充電用のポータブル電源装置の購入・「在宅避難支援ステーション」の設置訓練実施